

# 税務キャッチ・アップ

## 所得税関係

### 所得拡大促進税制(創設)

#### 1 はじめに

安倍総理の「アベノミクス」政策による「デフレ脱却」、「経済成長」、「家計が潤う」を目指すため、個人の所得水準を底上げする観点から、従業員に対する給与等の支給額が、基準事業年度と比べ5%以上増加している等一定の条件を満たす場合には、支給増加額の10%の税額控除ができる制度が創設された。

#### 2 制度の概要

青色申告書を提出する法人の平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の要件を満たすときは、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除ができる(措法42の12の4)。

- ① 雇用者給与等支給額が基準雇用者給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ② 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
- ③ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること

##### (1) 国内雇用者

法人の使用人のうち労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者をいい、役員の特典関係者及び使用人兼務役員は除かれる(措法42の12の4②一、措令27の12の4②)。

なお、パートやアルバイトについては使用人に含まれるが、

海外赴任者については、含まれない。

##### (2) 雇用者給与等支給額

この制度の適用を受けようとする事業年度(以下、適用年度という)の所得金額の算定上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等(俸給、給料、賃金、歳費、賞与等)の支給額であり、給与等の支給に充てるため他の者から支払を受ける金額は控除される(措法42の12の4②三)。

##### (3) 基準雇用者給与等支給額

基準事業年度(平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度)の雇用者給与等支給額である(措法42の12の4②四)。基準事業年度がない場合には、最も古い事業年度の雇用者給与等支給額の70%相当の金額になる。

##### (4) 比較雇用者給与等支給額

適用年度の前事業年度の雇用者給与等支給額である(措法42の12の4②五)。

##### (5) 平均給与等支給額

適用年度の給与等支給額を給与等支給者数で除して計算した金額である(措法42の12の4②六)。

「給与等支給額」とは、雇用者給与等支給額から日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額である。

また、「給与等支給者数」とは、適用年度の給与等月別支給対象

者(月毎の給与等の支給対象となる雇用者)の合計数である。

##### (6) 比較平均給与等支給額

適用年度の比較給与等支給額を比較給与等支給者数で除して計算した金額である(措法42の12の4②七)。

##### (7) 税額控除限度額

上記3要件を満たす場合には、雇用者給与等支給増加額の10%に相当する金額が、適用年度の法人税額から控除できる。

中小企業者等に該当する場合には、20%に相当する金額が、適用年度の法人税額から控除できる。

#### 3 適用に当たっての留意点

雇用促進税制とは、選択適用である。事前の届出制ではないので、雇用促進税制より使い勝手がよい。また、平成25年4月1日以後の新設法人の場合にも適用があり、基準事業年度がないことから第1の要件は、自動的にクリアすることになる。

なお、適用年度の月数と基準事業年度の月数が異なる場合等においては、上記要件の計算方法について調整計算が必要になるので注意されたい。

#### 4 おわりに

日本のデフレ脱却には賃金引上げが不可欠であるが、10月の税制改正大綱では、この制度の拡充、要件緩和措置が盛り込まれ、企業の賃上げが期待される。

(右山研究グループ  
税理士 根本 東樹)